

議案第 28 号

三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月三宅町条例第 32 号）の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 7 年 3 月 4 日 提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年９月三宅町条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項第２号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月三宅町条例第 32 号）の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後 （案）	現 行
（食事の提供の特例） 第 16 条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 （1） 略 （2） 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 （3）～（5）略 2 略	（食事の提供の特例） 第 16 条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 （1） 略 （2） 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。 （3）～（5）略 2 略